

高齢者や要介護・要支援、障害者本人またはそれらのひとと同居する人が自ら所有し居住する住宅について、決められた要件を満たすバリアフリー改修工事を借入金で行った場合、所得税が控除されます。  
この制度は住宅リフォームローン減税制度のいずれかを選択することができます。

内容

改修工事の時期	平成19年4月1日～平成25年3月31日
期間	5年間
税額控除率	①バリアフリー改修工事 2.0% ②①以外の改修工事 1.0%
ローンの限度額	200万円(バリアフリー改修工事相当分 当該工事以外の部分と合計で1000万円)

主な要件

- ①居住者の要件  
次のいずれかに該当するものが当該家屋に居住していること。
    - (1) 50歳以上の者
    - (2) 要介護認定または要支援認定を受けているもの
    - (3) 障害者
    - (4) (2)もしくは(3)に該当する親族または65歳以上の親族のいずれかと同居しているもの
  - ②対象となる家屋の要件
    - ・増改築等の日から6ヶ月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること。
    - ・増改築等をした後の住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること
    - ・工事費用の2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること。
  - ③対象となる省バリアフリー改修工事の要件  
前項の固定資産税減税の対象となるバリアフリー改修工事とおなじ。
  - ④費用の要件  
バリアフリー改修工事に要した費用(補助金等※1をもつて充てる部分を除く)の合計が30万円以上であること。
- ※1: バリアフリー改修工事を含む住宅の増改築等工事の費用に充てる為に地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるもの、介護保険法における居宅介護住宅改修費や介護予防住宅改修費のことをいいます。
- ⑤所得の要件  
合計所得が3000万円以下であること。
  - ⑥借入金の要件  
次のいずれかに該当するもの
    - ・償還期間5年以上の住宅ローン
    - ・死亡時一括償還による住宅ローン

手続き

添付書類

下記の書類を添付し、納税地の所轄税務署にて確定申告を受けてください。

- ①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(税務署にて取得)
- ②住民票の写し  
要介護認定もしくは要支援認定を受けている者、障害者に該当する者、または65歳以上の親族と同居している者の場合は、その同居する親族について表示されているもの
- ③借入金の年末残高証明書
- ④登記事項証明書、請負契約書、売買契約書など  
(家屋の床面積、増改築の年月日、およびその費用の額を明らかにするもの)
- ⑤増改築証明書
- ⑥給与所得者は勤務先から交付された源泉徴収票(原本)
- ⑦補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類(補助金を受けた場合)
- ⑧介護保険の被保険者証の写し(要介護認定者、要支援認定者またはこれらの者と同居する親族がバリアフリー改修工事を行った場合に限り)
- ⑨身体障害者手帳または療育手帳の写し(障害者、または同居する親族がバリアフリー改修工事を行った場合に限り)